

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成23年8月11日(2011.8.11)

【公表番号】特表2010-534606(P2010-534606A)

【公表日】平成22年11月11日(2010.11.11)

【年通号数】公開・登録公報2010-045

【出願番号】特願2010-517298(P2010-517298)

【国際特許分類】

C 04 B 7/345 (2006.01)

C 04 B 7/36 (2006.01)

C 04 B 28/02 (2006.01)

【F I】

C 04 B 7/345

C 04 B 7/36

C 04 B 28/02

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月24日(2011.6.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

少なくともQ<sup>1</sup>の平均架橋度を有するシリケート構造単位を含む配置でケイ素原子、カルシウム原子及び酸素原子を含有する単相非晶質の水硬性結合材であって、カルシウム原子が、6重以上に酸素が配位する金属原子M[6]<sup>x+</sup>で、その一部が置換されているか若しくは一切そのように置換されておらず、又は、ケイ素原子が、酸素が四面体的に配位する金属原子M[4]<sup>y+</sup>で、45原子パーセント以下が置換されているか若しくは一切そのように置換されておらず、[CaO+(x/2)·(M[6]<sup>x+</sup>O<sub>x/2</sub>)]:[SiO<sub>2</sub>+M[4]<sup>y+</sup>O<sub>y/2</sub>]モル比が0.2~1.5の値を有し、そして、結合材が3.5重量%未満の水を有する単相非晶質の水硬性結合材。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

この目的は、単相水硬性結合材に関しては、請求項1に記載の発明(少なくともQ<sup>1</sup>の平均架橋度を有するシリケート構造単位を含む配置でケイ素原子、カルシウム原子及び酸素原子を含有する単相非晶質の水硬性結合材であって、カルシウム原子が、6重以上に酸素が配位する金属原子M[6]<sup>x+</sup>で、その一部が置換されているか若しくは一切そのように置換されておらず、及び/又は、ケイ素原子が、酸素が四面体的に配位する金属原子M[4]<sup>y+</sup>で、45原子パーセント以下が置換されているか若しくは一切そのように置換されておらず、[CaO+(x/2)·(M[6]<sup>x+</sup>O<sub>x/2</sub>)]:[SiO<sub>2</sub>+M[4]<sup>y+</sup>O<sub>y/2</sub>]モル比が0.2~1.5の値を有し、そして、結合材が3.5重量%未満の水を有する単相非晶質の水硬性結合材)によって、混合物に関しては、請求項6に記載の発明(上記本発明の単相水硬性結合材を含有する混合物)によって、製造方法に関しては、請求項8~10のいずれか一項に記載の発明(Q<sup>0</sup>~Q<sup>2</sup>の架橋度を有するシリケート構造

単位の形態で存在するカルシウム原子、ケイ素原子及び酸素原子を含有する第1出発原料を、Q<sup>3</sup>～Q<sup>4</sup>のシリケート構造単位の架橋度を有する固体シリケート原材料の形態の第2出発原料と、反応粉碎し、含水率が3.5重量%又はそれ以上である場合、単相水硬性結合材を3.5重量%未満の含水率へ乾燥させる上記本発明の単相水硬性結合材の製造方法、Q<sup>0</sup>～Q<sup>2</sup>の架橋度を有するシリケート構造単位の形態で存在するカルシウム原子、ケイ素原子及び酸素原子を含有する第1出発原料の反応粉碎で生成する物質と、Q<sup>3</sup>～Q<sup>4</sup>のシリケート構造単位の架橋度を有する固体シリケート原材料の形態の第2出発原料とを、反応粉碎し、含水率が3.5重量%以上である場合、単相水硬性結合材を3.5重量%未満の含水率へ乾燥させる上記本発明の単相水硬性結合材の製造方法、或いは、前記第1出発原料に加えて若しくは前記第1出発原料の反応粉碎で形成される材料に加えて、又は前記第2出発原料に加えて、更なる材料を含有する原材料を反応粉碎し、単相水硬性結合材の含水率が3.5重量%又はそれ以上である場合、含有される単相水硬性結合材が3.5重量%未満の含水率を有するまで混合物を乾燥する上記本発明の混合物の製造方法)によって、そして、建材に関しては、請求項14に記載の発明(上記本発明の単相水硬性結合材又は上記本発明の混合物の水による固化と、その後の硬化によって製造される建材)によって達成される。上記各請求項に従属する下位クレームはそれぞれ、本発明の有利な実施形態を記載する。